

森林土木工事共通仕様書の一部改定 新旧対照表

現 行 (平成 23 年 3 月)	改 定 後 (平成 25 年 8 月)
<p data-bbox="201 422 1439 646">森 林 土 木 工 事 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="587 953 1056 1014">平成 <u>23</u> 年 <u>3</u> 月</p> <p data-bbox="439 1713 1205 1774">山形県農林水産部森林課</p>	<p data-bbox="1486 422 2724 646">森 林 土 木 工 事 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1863 953 2332 1014">平成 <u>25</u> 年 <u>8</u> 月</p> <p data-bbox="1721 1713 2487 1774">山形県農林水産部森林課</p>

森林土木工事共通仕様書の一部改定 新旧対照表

現 行 (平成 23 年 3 月)	改 定 後 (平成 25 年 8 月)																								
<p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-10 主任技術者</p> <p>表 1 土木工事一式工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負代金額</th> <th>主任技術者の資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円未満 1,000 万円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 とび・土工・コンクリート工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負代金額</th> <th>主任技術者の資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円未満 1,000 万円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> </tbody> </table>	請負代金額	主任技術者の資格要件	1 億円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。	1 億円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。	請負代金額	主任技術者の資格要件	1 億円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。	1 億円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。	<p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-10 主任技術者</p> <p>表 1 土木工事一式工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負代金額</th> <th>主任技術者の資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,000 万円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000 万円未満 1,000 万円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 とび・土工・コンクリート工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負代金額</th> <th>主任技術者の資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,000 万円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000 万円未満 1,000 万円以上</td> <td>(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</td> </tr> </tbody> </table>	請負代金額	主任技術者の資格要件	8,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。	8,000 万円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。	請負代金額	主任技術者の資格要件	8,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。	8,000 万円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
請負代金額	主任技術者の資格要件																								
1 億円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								
1 億円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								
請負代金額	主任技術者の資格要件																								
1 億円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								
1 億円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								
請負代金額	主任技術者の資格要件																								
8,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								
8,000 万円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								
請負代金額	主任技術者の資格要件																								
8,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								
8,000 万円未満 1,000 万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。																								

森林土木工事共通仕様書の一部改定 新旧対照表

現 行 (平成 23 年 3 月)

改 定 後 (平成 25 年 8 月)

表 3 舗装工事

請負代金額	主任技術者の資格要件
1億円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
1億円未満 1,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

表 3 舗装工事

請負代金額	主任技術者の資格要件
8,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
8,000万円未満 1,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。